【資料－１】

平成１９年５月
東北地方整備局

【平成19年度 工事事故防止重点対策】

Ⅰ．重点対策

１．公衆災害の防止

１） 交通災害の防止

工事関係作業（輸送作業等）に起因し、第三者の負傷（死傷公衆災害）及び第三者車両等に対する損害（物損公衆災害）は、一般の人の生命・財産に損害を与えるといったあってはならない非常に重大な事故にもかかわらず、年々増加しいる。この状況を踏まえ、「交通事故の防止」対策として以下の項目を重点的に実施し、事故防止対策の万全を図る事とする。

① 通行ルートの確認

工事開始前の施工計画立案時において、作業内容毎に利用する通行ルートの選定を行い、選定されたルートの危険箇所等を調査し施行計画書へ記載するとともに、全ての関係者が決められた通行ルートにより作業を実施するよう周知徹底すること。

② 日々安全活動の徹底

日々実施する安全活動（作業打合せ・ＫＹ活動等）において、当日の作業で利用する通行ルートと危険箇所を再確認するとともに、予測される危険行動等について周知徹底すること。

③ 誘導員等の配置の徹底

工事現場・工事規制区域の出入り口には誘導員等を適切に配置するとともに、事前に具体的な誘導方法、合図等について確認すること。また、作業工程毎に出入り口が変わる場合は、作業計画書等へ明記し決められた場所・方法による出入りを徹底すること。

２）架空線等公衆物損事故の防止

工事関係作業（重機及び工事関係車両による作業）が起因し、第三者が所有する架空線等を切断するなど、公衆へ多大な影響を与える公衆物損事故が多発している。この状況を踏まえ、「架空線等公衆物損事故」対策として以下の項目を重点的に実施し、事故防止対策の万全を図る事とする。

① 注意喚起標示対策の実施

施行区域及び近隣区域で確認された架空線等の支障物に対し、作業者（オペレーター、誘導員等）が常に注意意識が向くよう注意喚起標示等（参考※１）による安全対策を行うこと。

② 安全対策施設の設置及び誘導指示

一般公道等の施工区域外での公衆災害防止を目的とし、建設機械運搬車両、ダンプトラック、クレーン等が出入りする工事現場及び資材置場等の出入り口へは、安全対策施設（参考※２）を設置するとともに、適切に交通誘導員等を配置し、適切な誘導指示を行うこと。

③ 指差確認（指差喚呼）等による作業の実施

バックホウ、ダンプトラック等の作業時や移動時に際し、必ずアームや荷台を下げるなどの行為を行うよう、オペレータや運転手に指差確認（指差喚呼）を義務付けると伴に、常に安全意識をもつよう啓発施設等（参考※３）により、万全の対策を行うこと。

３）埋設物等公衆物損事故の防止

工事関係作業（バックホウ掘削作業等）が起因し、公共機関等が所有する地下埋設施設の物損事故（電力線、光ケーブル等の切断）が発生し、公衆へ多大な影響を与える公衆物損事故が多発している。この状況を踏まえ、「地下埋設物等公衆物損事故」対策として以下の項目を重点的に実施し、事故防止対策の万全を図る事とする。

① 埋設物事前調査の徹底

掘削作業など地下埋設物への影響が予測される作業においては、事前に現地調査を実施するとともに、施工計画立案時において、試掘作業に向け占有情報（占有者、占有図等）及び試掘確認手順等を施工計画書に適切に記載すること。

② 試掘時の立会の実施

試掘に際しては、事前に占有者等に対し図面の照合及び試掘時立会依頼を必ず行うこと。また、確認された埋設物については、その所在が常に確認できるよう目印等により適切な管理を行うとともに、啓発施設等（参考※４）により万全の対策を行うこと。

③ 刃先誘導による施工の実施

埋設物が確認された箇所において、バックホウ等作業機械を使用して掘削作業を行う場合は、刃先誘導者を配置するなど埋設物に対する適切な誘導指示を行うこと。

２．労働災害の防止

１）重機災害の防止

狭隘な場所（トンネル坑内等）や不安定な場所（路肩等）において、建設機械と作業員等が接触する事故や重機の転倒事故は、重大災害（死亡事故等）に直結する非常に危険な事故である事を踏まえ、「重機災害の防止」対策として以下の項目を重点的に実施し、事故防止対策の万全を図る事とする。

① 接触事故防止対策の徹底

狭隘な場所で重機と作業員が混在して作業を行う場合は、作業員が重機作業半径内へ立ち入らない様に対策を施すとともに、監視員等の配置により重機と作業員の接触事故を防止すること。また、具体的に明記した作業手順書等を整備し、作業前にそれぞれの役割分担や合図等を確認すること。

② 誘導員配置作業の徹底

路肩・法面付近で重機による作業を行う場合は、必ず誘導員を配置し、適切な誘導による重機作業を実施すること。また、路肩等の不安定な場所における施工にあたっては、法面の崩壊等の危険を予測した施工手順により実施すること。

③ 施工機械の選定使用の徹底

建設機械作業にあたっては、事前に周辺状況や現場条件を確認し、適切な施工機械を選定するとともに、建設機械の能力を超えた使用や主たる用途外使用の禁止を徹底すること。また、使用機械の能力等についてオペレーター等へ周知徹底すること。

２）墜落災害の防止

高所からの墜落・転落事故は、一度発生した場合最も重大災害（死亡事故）に直結する危険な事故として位置付けられ、その対策として下記対策を推進し実施してきた。

平成１９年度においても、下記事故防止対策を徹底し事故防止対策の万全を図る事とする。

① 手すり先行工法足場の徹底

足場の設置にあたっては、手すりが設置された後に作業床を設置する「手すり先行工法」により実施すること。また、足場の施工計画については、「手すり先行工法ガイドライン」に基づいた禁止事項や留意事項について、適切に施工計画書に記載するとともに全ての工事関係者に徹底すること。

② 親綱設備等による安全対策の徹底

足場・法面等、墜落の恐れがある場所での作業は、親綱設備等による安全対策を講じた施工を必ず実施し、作業手順書等を使用しその徹底を図ること。

３）もらい事故の防止

平成１８年度において、第三者が要因となり現場関係者が被災する労働災害が７件発生（内１名が死亡）、前年度の発生件数３件に対し４件増と大幅に増加した。この状況を鑑み、路上工事看板等について下記対策を実施し、事故防止対策の推進を図る事とする。

① 路上工事看板等への対策

第三者の視覚に対し、路上工事看板等を区間毎に色別し規制箇所接近意識を促す等工夫をすること（参考※５）。

３．その他

１）建設従事者に対する安全衛生教育の推進

労働者の不安全行動の防止の観点から、労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため、厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を推進し、事故防止の万全を図る事とする。

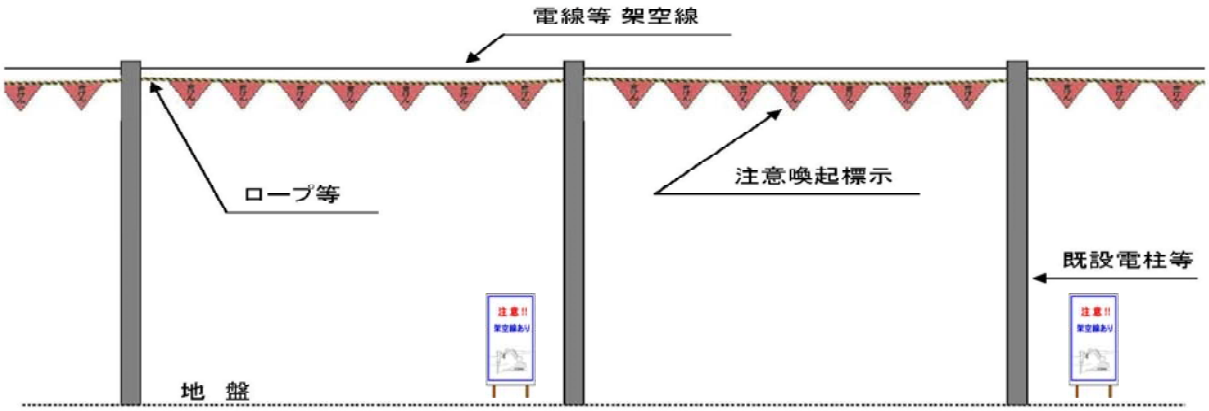
① 安全衛生教育の推進

建設従事者が一定以上（常時労働者が１０人以上）の現場において、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育の実施を推進すること。

具　体　的　対　策（参考）

・　**注意喚起標示：（※１）**

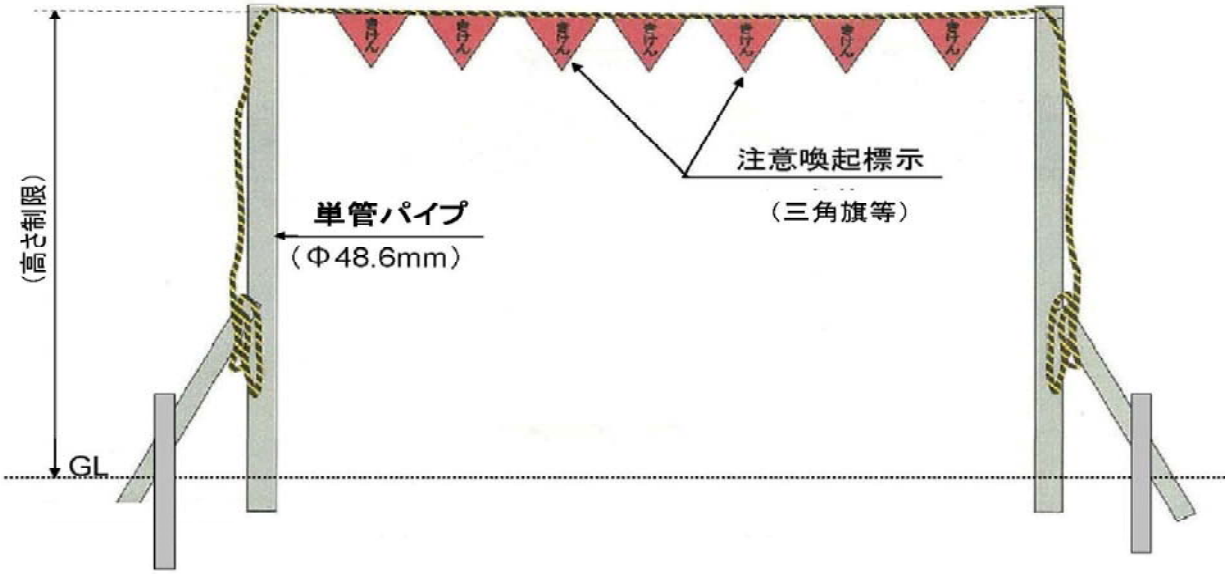
安全対策施設事例（架空線等注意喚起標示）



※　対策施設の既設電柱等への取り回しは、施設管理者の同意の上行う。

・　**安全対策施設（参考 ※２）**

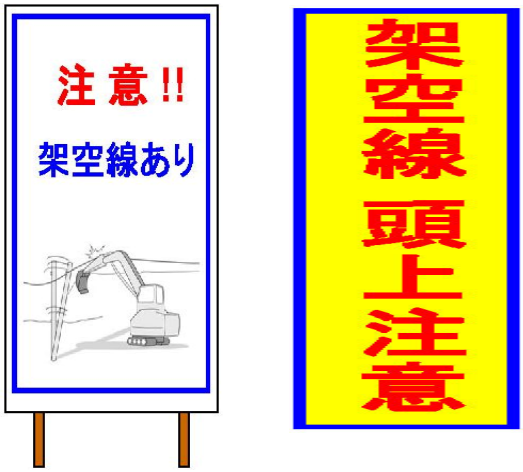
安全対策施設事例（現場出入り口等簡易ゲート）



※　高さ制限については、作業車両通行ルート等による高さ制限を確認し決定する。

・　啓発施設（参考 ※３、※４）

架空線啓発（看板・シールのイメージ図）



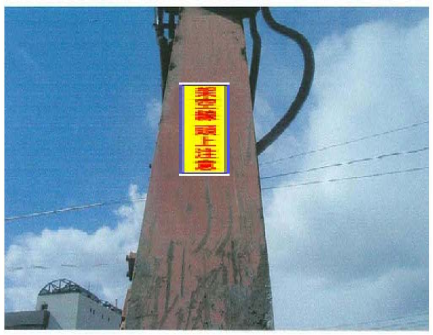
埋設管啓発（看板・シールのイメージ図）



※　上記の看板・シールはイメージであり、指定するものではない。

【啓発施設使用ｲﾒｰｼﾞ】







・　路上工事看板の配置イメージ（※５）

